

令和7年度 まがた保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園が説明すべき内容は、次のとおりです。
年度当初に、皆さんにお集まりいただいての説明は致しませんが親子遠足の時にお話しさせていただきますのでご理解下さい。不明な事項がありましたら、遠慮なくお尋ねください。

1 施設設置運営主体

名称	社会福祉法人浄信会
所在地	小林市真方48番地
電話番号	0984-22-3171（浄信会本部事務所）
代表者氏名	理事長 岩崎 豊文

2 利用施設

施設の種類	保育所
施設の名称	まがた保育園
施設の所在地	小林市真方716番地2及び716番地1（新園庭・駐車場部分）
連絡先	電話番号0984-22-4601（停電時）22-4669 FAX0984-22-4720
管理者	園長 白坂俊郎
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前の乳幼児
認可定員 （定員を70名から60名に変更しました）	満3歳以上の児童 35人 満1歳以上満3歳未満の児童 21人 満1歳未満の児童 4人
開設年月日	昭和45年10月1日
事業所番号	4520551000170

3 サービスの目的・運営方針

まがた保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とします。

- （1）「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- （2）「当園」は、園児が日々の保育の実践を通して、いのちの不思議さや尊さ、生きていることの素晴らしさを体感し、いのちを敬うところを育む「まことの保育」を基軸として生活の場が形成されるよう常に努めます。
- （3）「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- （4）「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を

図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うように努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施 設

敷 地	敷地全体	2597.04 m ²
	園庭	1728.52 m ²
園 舎	構造	木造 1 階平屋建て
	延べ面積	547.02 m ²

(2) 主な設備 (年齢ごとの保育室は、最低基準への対応や保育の内容によって変更することがあります)

設備	部屋数	備 考
乳児室	1 室	ぴよぴよ組(乳児クラス)
ほふく室	1 室	ひよこ組(1 歳児クラス)
保育室	I 室	りす組(2 歳児クラス)
保育室	I 室	うさぎ組(3 歳児クラス)
保育室	I 室	ぱんだ組(4 歳児クラス)
保育室	I 室	ぞう組(5 歳児クラス)
一時預かり室	1 室	3 歳以上児の保育室にあり、絵本の部屋・保育室としても利用
子育て支援相談室	1 室	
調理室	1 室	給食室
事務室	1 室	園長執務室
保健室及び会議室	1 室	園児の体調が悪くなった時に静養、会議や来客対応
教材室等	1 室	主任保育士及び事務職員が執務・教材類管理
プール	1 室	別棟に屋内プール

5 職員の設置状況

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1 名	1 名		
主任保育士	1 名	1 名		
保育士	1 6 名	1 1 名	5 名	1 名産休育休 (予定 5 月～1 月)
栄養士	1 名	1 名		
調理師	2 名	2 名		
事務員	1 名	1 名		
子育て支援員	1 名		1 名	
				4 名減になります

当園では、「小林市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年 10 月 1 日小林市条例第 20 号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

＜各職種の勤務体系＞

職 種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（ ８：３５～１７：００ ）
主任保育士	正規の勤務時間帯（ ８：３５～１７：００ ）
保育士	正規の勤務時間帯（ ８：３５～１７：００ ）
栄養士・調理師	正規の勤務時間帯（ ８：３５～１７：００ ）
事務他	正規の勤務時間帯（ ８：３５～１７：００ ）

※ 職務の都合上、ローテーションにより、開園時間の中において各保育士の勤務日(年休・週休等)及び勤務時間帯(10シフト)は、上記とは異なります。

6 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜から土曜日までとします。保護者の方が月曜日から土曜日の間でお休みがある場合の１日だけはお子様とお過ごしください。(父母の休みが違う場合はどちらかの１日を選択してください。夜勤のある方の場合には明けの日は夜勤と併せての勤務と判断しますので、それ以外のお休みでお考え下さい)勤務が不規則な方は、１か月単位で考えていただいて構いません。自営業の方の場合は、時間が不規則になると思いますが、お勤めの方同様の対応をお願い致します。例年同様シフト表のある方は提出をお願い致します。

また、祝祭日及び市長が休園を命じた日は休園となります。

7 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時から18時までの範囲内で、就労証明書に記載されている時間と通勤にかかる時間が、保護者が保育を必要とする時間となります。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時00分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、別途利用者負担が必要となります）。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時から16時までの範囲内で、就労証明書に記載されている時間が、保護者が保育を必要とする時間となります。ローテーションの範囲内で対応できない場合はシフト表を提出していただき確認できた場合には8時間の範囲内で時間変更できます。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から8時まで又は16時から18時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

(3) 時間外保育に係る利用者負担

利用時間数	保育標準時間認定 30分 50円（×日数）	保育短時間認定 30分 50円（×日数）	教育標準時間認定 30分 50円（×日数）
-------	--------------------------	-------------------------	--------------------------

※ 当園は、上記費用の支払を受けた場合は、領収書又は集金袋に押印をし、費用を受

納したことを明確にする。

8 提供する保育の内容

当園は、保育所保育指針(平成 29 年厚生労働省告示第 117 号)を踏まえ、「まことの保育」(お話をよく聞きます・ありがとうございます・阿弥陀様を拝みます・みんな仲良くいたします)を生活の場の中心として、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記 7 に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児(「利用乳幼児」という。)の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最も相応しい生活の場を提供するよう努めます。

(3) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
乳児	9 時 15 分頃	11 時頃	15 時頃	個人差有り
1 歳児	9 時 15 分頃	11 時頃～	15 時頃	昼食時間は、左記の 時間より 13 時まで に食べ終わるよう に食べ始める時間 は子どもの意志を 尊重しています。
2 歳児	9 時 15 分頃	11 時過ぎ～	15 時頃	
3 歳児		11 時 30 分頃～	15 時頃	
4 歳児		11 時 30 分頃～	15 時頃	
5 歳児		11 時 30 分頃～	15 時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

医師の「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」①(食物アレルギー・アナフィラキシー・アレルギー性鼻炎)、②(気管支喘息・アトピー性皮膚炎・アレルギー性結膜炎)に沿って対応します。(1 年に 1 回は必ず受診して生活管理指導表を提出して下さい)

(4) 「当園」は日々の保育の実践を通して、命の不思議さや尊さ、生きていることの素晴らしさを体感し、命を敬う心を育む「まことの保育」を基軸として生活の場が形成されるよう常に努めます。

(5) 【保育の基本理念】; 人と人のつながりの中で、共に生き、共に敬い、共に支え、育ちあう社会を創ります。

(6) 浄信寺報恩講合同仏参(年長児)、七草の集い(希望される方)、浄信寺文化展への参加

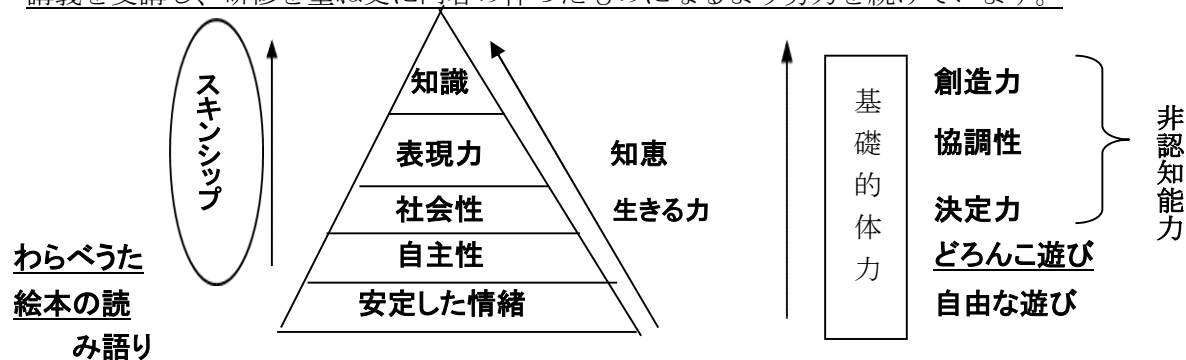
(7) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。

(8) 「当園」は、利用乳幼児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

※ 「当園」は、「小林市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を

定める条例」(以下「条例」という。)その他の関係法令を遵守し、事業を実施します。
 ※どろんこ遊び・わらべうた遊び・水遊び(プール)・絵具での描画・戸外遊び等々を、それぞれにねらいをもって積極的に行っています。安全には十分に配慮したうえで実施しておりますが、擦り傷・打ち身等の軽いけがをすることもあります。すべての事を禁止すると、危機回避能力や自己解決能力や自主性・社会性が育ちませんので安全に留意した上で見守ることもあります。そのような基本的な力が育たないと、学ぼうとする意欲や知識が身につかないと考えて、**子どもの主体性を生かす保育(その子らしさを尊重する保育)**を年齢や発達を考慮して工夫しています。危険なことは当然ながらさせません。

※発達に大切な要素～保育所保育指針では「子ども達が主体的に活動できる環境」を求められています。本園では以前より取り組んでいる事ですが、指針を改定された先生方の講義を受講し、研修を重ね更に内容の伴ったものになるよう努力を続けています。



疑問を持って・自分の頭で考えてみて・手や足を使って実践してみて、また考えてという保育環境(物的・人的)が子ども達にとって必要です。⇒そのためには、**禁止・否定・指示・命令**を控えることが大切で、子ども達自身が考える言葉かけが大切です。⇒だからこそ自由に遊べる環境が必要であり、自然に問題解決能力も身につけていきます。事故予防にも繋がる⇒指示命令や決められたシステムの中だけで育つと、自分で考えられない大人になり、生きる力が育ちません。⇒安定した情緒があつて→自主性が育ち社会性が身につく、→表現力が豊かになり、→人間としての土台(知恵)がしっかり育ったところで→得た知識こそが本当の生かされる知識であると考えています。……生きる力、生きようとする力、伸びる力、伸びようとする力の芽を摘まないよう努力しています。

そのような子どもの主体的活動を保障しさらに豊かにするため、サークルタイム(子ども会議)を行って、子ども達がそれぞれに意見を出し合い、自分達で何をしたいのか・どんな役割をするのか、保育士がいらないくらい熱中する時もあります。普段の遊びの中でも小集団で繰り返されています。その成果としての発表の機会が、スポーツフェスティバルであり、3歳以上児の参観発表会になります。

※けんかについて

パンチや引っ掻き、物を使う等の危ない行為がない限り極力見守ります。お互いにそれなりの正当な理由がある為、裁判官のような仲裁はせず、お互いの気持ちをしっかり受け止めて年齢に応じた対応をするようにしています。相手の痛みが(心の痛みも含め)わかるようになると、自分たちで解決できるようになっていきます。とっさに手が出てひっかき傷ができることがありますので、お子さんの爪の長さを

毎日確認していただけると助かります。

(9) 一時預かり

日常生活上の突発的な事情や育児疲れ等に対応するため、一時的に保育を提供します。(9時00分から16時00分の間)行事や職員配置により必ず実施できるわけではありません。

9 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。仕事を変わったり、辞められた場合は支給認定の変更要件になりますので、すぐお知らせください。保育料は、住民税をもとに算出され、新たに加わった要件も加味して「こども課」が決定します。9月に1回見直しがあります。保育料のみ **pay pay** 支払いが可能となりました。利用されたい方はお申し出ください。**3歳以上児についての保育料は無償になります。**

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、下記に掲げる費用を負担していただきます。

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
絵本	絵本に親しむとともに、親子で絵本を読む機会を少しでも作り、豊かな情操を育む	月額 400 円 (年間 4 冊程度、残金が発生したら返金します)
<u>2号認定に係る給食費</u>	3歳以上児は「白御飯」を持参する 厚労省の給食費の構成に依る。	<u>副食費として 4,900 円徴収します。</u>
行事に関する負担金	保育に関する行事等において負担金が生じた場合	

(3) 一時預かり保育に係る利用者負担(どこにも預けていない方対象のものです)

利用年齢	利用額(半日)	利用額(1日)
乳児	1, 250円	2, 500円
1・2歳児	1, 000円	2, 000円
3・4・5歳児	750円	1, 500円

食事される場合は別に 230 円が必要です。

10 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 園児の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなった時 (仕事を辞めて再就職しない時・60時間に満たない仕事の時他)
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

11 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	みまつこどもクリニック
医 院 長 名	柳 邊 秀 一
所 在 地	小林市堤 2 3 2 2 番地 4
電 話 番 号	0 9 8 4 - 2 2 - 1 2 3 4

(2) 歯科

医療機関の名称	おりた歯科医院
医 院 長 名	折田 敦志
所 在 地	小林市堤 3 1 3 5 番地 9
電 話 番 号	0 9 8 4 - 2 3 - 8 2 1 1

※内科検診（年 2 回）と歯科検診は全員受診が義務付けられていますので、欠席された場合は医師の指定した日時に保護者の方に連れて行ってもらうことになります。

※お子さんが発熱された場合は 38 度あった時点で連絡させていただきますので、その後の対処や対応についての判断をお知らせ下さい。平熱が低いお子さんや、その他の理由で 38 度以下でも連絡する場合があります。**感染症対策のため 37.5 度以上ある場合と咳や鼻水がひどい場合等は受診をお勧めしております。**(送迎されるご家族の方が感染症の場合は保育園内に入れませんのでご留意下さい)

※熱がなくても、普段と様子が違ったり、お子さん自身が体調不良を訴えられる場合も同様の対応をとらせていただくことになります。

※感染症が流行している場合は、感染症の状況をボードにてお知らせしますので、お子さんが受診される場合は、必ず医師に感染症が保育園で流行していることをお伝え下さい。登園停止の感染症とそうでない感染症がありますが、**登園に関しては必ず医師に確認して下さい。**園としても、できる限りの対策をとっていますが、集団生活である以上限界があることはご理解下さい。

※けが等で、病院受診をする必要が生じた場合は必ず保護者の方へご連絡した上で受診します。

※前日発熱やその他の症状で欠席されていて、登園された場合は、お子様の様子で登園時に検温して症状がよくなっていなかったり熱が上がりそうな場合は、集団生活で個別の対応ができない場合があります、お預かりできない事もありますのでご理解下さい。発熱で休まれていた場合の解熱後の登園についてですが、**必ず解熱後 24 時間以上経過し、子どもさんの体調や食欲が改善されていることが条件になります(下痢・嘔吐も同様です)**ので、ご留意下さい。(病後児ケアハウスこすもすのご利用もできます～登録が必要です)

12 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 主任保育士 坂元智美 ・解決責任者 園 長 白坂俊郎 ・ご利用時間 9:00～16:30 ・電話番号 0984-22-4601 F A X 0984-22-4720 クラス担当職員または主任保育士にお申出ください。	
第三者委員	林 和豊	電話番号 090-7985-5124
	上原 利秋	電話番号 090-9492-0133

※当園では、上記のほか、封書にて郵便受けへ投函されても構いません。ホームページにも窓口があります。

13 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知器 有 ・非常警報装置 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難訓練・消火訓練は毎月実施します。

14 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	傷害保険・賠償保険
保険の内容	保育中に生じた様々な事故等への対応

15 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
政治活動, 営利活動	利用者の思想, 信仰は自由ですが, 他の利用者に対する政治活動 勧誘及び営利活動はご遠慮ください。

16 個人情報保護について

- (1) 保育園のホームページや、お便りへの写真等の掲載、研修発表での利用については入園の際必ず保護者の同意をいただいております。変更がある場合は必ずお申し出下さい。
- (2) スマートフォン(携帯)・パソコン・タブレット等々を利用して個人でネットにアップされるのは自由ですが、その際家族以外の方の写真・動画・名前等を了承なくアップされることは固くお断りいたします。(1)の趣旨の十分なご理解をお願い致します。

17 虐待防止等の措置（厚生労働省よりの通知；保育園の義務規定）

- ・入所児童の虐待防止及び人権擁護を図るために、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修その他の措置を講じています。
- ・園児に、不適切な養育の兆候が認められる場合やその他必要な場合は、児童虐待の防止等に関する法律その他の関係規定に従い、児童相談所等へ通告等を行うほか、関係機関と連携し必要な対応を行います。
- ・保育園における不適切保育に関しては、定期的に研修を行い具体的内容を確認しながら「子どもの人権」を守る意識向上に努めています。また、そのようなことが起こらないような風通しの良い職員の関係性が保たれるように意識的に取り組んでいます。もし、気になることがある場合は遠慮なく主任か園長にお知らせください。苦情・要望等のシステムをご利用されても構いません。

18 送迎時のお願い

- ・基本的に保護者の方が送迎していただき、保育士に確実にお子さんをお預けください。お迎えの際も保育士が、保護者の方にお渡しします。都合が悪く、ご家族のどなたかがお迎えに来られる場合は、その旨送迎時にお伝えください。途中で予定が変更になった場合は必ずご連絡ください。（ご家族の都合がつかずお友達のお迎えになった時も同様です）小中学生の兄弟姉妹のお迎えはできません。連絡なくお迎えに来られた場合は、お迎えに来られた方に失礼とは存じますが、保護者の方に確認の電話をさせていただきます。
- ・登降園の際は、お手数ですが登降園カードをカードリーダーにかざして、登降園が表示されたことを確認していただいておりますが、カードリーダーが反応しないことが多いため、保育士が操作します。（送迎が混雑している時間も保育士がメモを取り、後で入力します）

※

- ・車の駐車は、バックでの駐車にご協力いただいておりますが、前のお宅の門内に車の鼻先が入らないようご注意下さい。
- ・1 BOX 等々の長い車は新設した駐車場か、職員駐車場の左側を必ずご利用下さい。
- ・園舎前・門扉前は、軽自動車・小型車の駐車スペースになります。
車の鼻先が市道にはみ出さないように、ご協力お願いします。
- ・保護者送迎用駐車場及び園庭整備事業に関しては、園児と保護者の方々の安全を守るためと、地域の方々が安心して市道を通行できるように行ったものですので、※の項目についてはご理解の上ご利用くださいますようお願い致します

◎お子さんの安全のためのお願い（未然に事故と車上荒らしを防ぎましょう）

- ・必ずチャイルドシートを利用しましょう。
- ・車を離れる時は、エンジンをかならず OFF にして、施錠しましょう。
- ・お子さんと必ず手をつなぐようにしましょう。
- ・門扉は必ず 2 か所の施錠をお願いします。

19. 緊急連絡などのメール配信

「まがた保育園連絡メール（マチコミ）」について

緊急時の連絡体制を強化するための「メール配信」を取り入れ、緊急時の感染症情報、不審者対応・その他の連絡などを行っています。

1. 配信される内容

- 保育園からの緊急連絡
- 保育園からの行事などの案内
- 感染症情報
- 不審者情報

2. 留意事項

- 登録された個人情報、配信以外に使用することはありません。
- 受信には通常のメール受信料がかかります。
- 登録は、保護者の皆様及び保育園が許可する方々に限らせていただきます。
- P Cメールからの受信拒否設定をされている場合はメールが届かないことがありますので、受信できるように設定をお願いします。

3. その他

- 毎月5日にマチコミから「テストメール」が送られてきます。
- 送られたメールにつきましては、保育園側が開封確認をさせていただきますので必ず開封してください。
- 次年度への移行（クラスの変更など）は、保育園の方で行います。卒園、退園時にも保育園の方で手続きを行いません。その際は、保護者の皆様に事前に連絡を致します。